

一般財団法人 臨床試験支援財団
CRC あり方会議 旅費・宿泊費・謝金等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人 臨床試験支援財団が主催する「CRC と臨床試験のあり方を考える会議（以下、「CRC あり方会議」という）」の準備（事後処理を含む、以下同じ）・開催に要する旅費、宿泊費、謝金等に関わる必要事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本規程は、CRC あり方会議 会議代表（以下、「会議代表」という）、及び、会議代表が設置した委員会の委員（プログラム委員会など）並びに座長、シンポジスト、講師、パネリスト等が CRC あり方会議の準備および実施のための会合に参加し、各役割を果たすために必要な経費を対象とする。

(旅費)

第3条 旅費については以下のとおりとし、事前に「旅費等申請書」を会議代表に提出して確認を得る。会議代表は、その内容を運営委員会に提出し、情報を共有する。

- 1) 対象となる者の出発地から会場までの公共交通機関の往復運賃とする。
- 2) 距離が 100km を超える場合には指定席運賃とするが、グリーン車は認めない。
- 3) 複数の経路がある場合には、時間的、経済的に最も合理的な経路及び方法により運営委員会事務局で算出する。
- 4) 航空機を使用する場合には、必ず領収書を提出する。パック料金の場合も、同様に領収書を提出する。

(宿泊費)

第4条 宿泊費については以下のとおりとし、領収書を提出して、1泊あたり上限 15,000 円（税、サービス料を含む）の範囲で実費精算する。

- 1) CRC あり方会議前日及び会期中で、会議代表が必要と認める宿泊
- 2) 最寄りの交通機関等では CRC あり方会議の準備のための会合への参加のために、出発地を 7 時前に出発する必要がある場合、もしくは 22 時以降の帰還となる場合で、事前に会議代表の了承を得ている宿泊
- 3) 宿泊費については地域差があるため、必要に応じて、運営委員会が会議代表と協議し、上限を変更することができる。

(謝金)

第5条 座長・演者等への謝金については、支払わないことを原則とする。ただし、以

下の範囲で会議代表が必要と判断した場合には、別に定める基準を参考に会議代表が運営委員会と協議して謝金を決定し、支払うことができる。

- 1) 臨床研究以外の分野の専門家
- 2) 参加者に最新の有益な情報を提供するために必要な専門家

(参加費)

第6条 第2条の対象者はCRCあり方会議の参加費を免除する。ただし、一般演題登録やワークショップへの参加登録等を行う場合についてはこの限りではない。また、参加費を免除される場合には、認定CRC等の取得・継続に必要なポイントは付与されない。

(その他の経費)

第7条 その他の諸経費については、以下のとおりとする。

- 1) CRCあり方会議の準備のための会合における日当については、一律1,500円とする。
- 2) CRCあり方会議の準備のための会合が食事の時間帯に開催される場合は、必要に応じて軽食等を経費で用意することができる。

(経費支給の免除)

第8条 第2条の対象者が、所属機関の規程等により申し出た場合には、第3条、第4条、第6条、第7条による経費の支給を差し控えることができる。

(規程の変更)

第9条 本規程の改定は、理事会が起案し、評議員会の承認を得て行うものとする。

附則 1. 本規程は2018年2月26日よりこれを施行する。但し、2018年開催の「第18回CRCあり方会議」及び2019年開催の「第19回CRCあり方会議」には適用せず、2020年開催予定の「第20回CRCあり方会議」の準備段階から適用する。

2. 本規程の適用後は、2017年2月24日施行の「CRCと臨床試験のあり方を考える会議 旅費・宿泊費・謝金等に関する規程」の適用を除外し、同規程は2019年開催の「第19回CRCあり方会議」の会計監査報告を以て廃止する。

施行：2018年2月26日
修正：2020年7月13日
修正：2022年10月6日
修正：2023年6月16日

修正：2024年3月25日

<修正履歴>

変更日	変更箇所	変更内容	変更理由	備考
2024/12/18	第6条	規程類の表現方法の標準化	業務効率化のため	